



石綿の国際表示

アスベスト対策情報

No. 14 1992年12月21日

発行 石綿対策全国連絡会議

〒102 東京都千代田区六番町1 自治労安全衛生対策室内

TEL 03-239-9470

もくじ

アスベスト規制法案、廃案に	2
石綿対策全国連 第6回総会を開催	2
〈資料〉	
第6回総会議案書	4
1992年度役員	9
石綿製品の規制等に関する法律案	22

第125臨時国会

アスベスト規制法案を提出したが 審議されないまま廃案に

「石綿製品の規制等に関する法律案」はこの4月にできあがっていましたが、PKO協力法案の審議で第123通常国会が混乱したため、法案の提出は見合わせていました。11月に召集された第125臨時国会も佐川疑惑をめぐって審議がおこなわれない事態が続きましたが、予算委員会の審議の目処が付いた12月3日、日本社会党は「石綿製品の規制等に関する法律案」を議員立法として衆議院に提出しました。

議事運営委員会で法案の取扱いが協議されました。自民党の委員が「どこの委員会に付託するか検討させてくれ」といったので、議事運営委員会につるされたまま時が過ぎました。臨時国会最終日の12月10日に開かれた議事運営委員会で、社会党をはじめ野党側の委員は継続審議を主張しましたが、自民党の委員が廃案を強く主張し、結局、廃案が決定しました。

「石綿製品の規制等に関する法律案」は委員会に付託されることなく議事運営委員会で廃案になってしまいましたが、アスベスト規制法制定をめざす会は来年の通常国会に再度提出することにしています。通常国会に向けてさらに運動を強化していきましょう。

(廃案となった「石綿製品の規制等に関する法律案」は末尾に掲載)

石綿全国連が第6回総会を開催

石綿対策全国連絡会議第6回総会が、11月5日、衆議院第一議員会館で開かれました。

はじめに、富山洋子代表委員が「残留農薬基準の変更など、国民生活の安全をおびやかす問題がたくさんある。その中でアスベスト対策については私たちの力で規制法をつくるところまで運動がすすんできた」とあいさつしました。

つづいて、来賓として出席した日本社会党衆議院議員の五島正規先生と沖田正人先生が「日本社会党厚生部会は、今臨時国会にアスベスト規制法案を提出する

ことを確認した。佐川問題で一般委員会の審議日程はどうなるかわからないが、法案は提出したい。既存の建築物に使われたアスベスト対策やアスベスト廃棄物処理の問題など課題は沢山ある。これからもみなさんと協力して活動していきたい」とあいさつしました。

伊藤事務局が1991年度の活動報告をおこないました。さらにアスベスト規制法制定の運動、富良野のアスベスト鉱山や解体工事によるアスベスト粉じん対策、アスベスト被災者の掘り起こし、アスベスト展示会への協力など1992年度の活動方針案を提案しました。

討論の中では「政府は最大の消費者でだから、公共施設へのアスベスト規制をすすめるべきだ」「化学物質等の表示に関する指針が7月1日に告示されたが、発がん物質については含有量1%以上は表示義務が課せられた。石綿スレートも対象になる」「ヨーロッパのアスベスト規制の動向についてもっと宣伝を」「ロックライトなどアスベストを含んだ吹き付け剤が今までの調査から漏れている」などの発言がありました。これらを踏まえて、アスベスト規制法制定とともに具体的な問題についてアスベスト対策の強化をすすめる1992年度活動方針を提案どおり決定しました。

当日は国立公衆衛生院の入江建久先生も出席され「ビニールタイルの床清掃作業によるアスベスト発生について、最も激しい作業では1リットル中10本を超える濃度になることが実験で判ったが、報道をされた内容は誤解を受けやすい。通常の床清掃作業の場合は、ワックス皮膜をはがす程度で床面に触れるおそれほどんどない。直接床タイルを削った場合でもアスベストの発生量は、天井吹き付けアスベストを傷つけた場合に比べれば1/10~1/100程度で、はるかに低い」と説明されました。

総会後、参加者は、衆参両議員の厚生委員全員にアスベスト規制法を早期に制定するよう要請をしました。

1992年11月5日
衆議院第一議員会館

石綿対策全国連絡会議 第6回総会議案書

1991年度の活動報告

1、はじめに

石綿対策全国連絡会議は、昨年11月5日、第5回総会を開き、①アスベスト規制法制定の取り組み ②行政との交渉 ③アスベスト被災者への支援 ④調査活動 ⑤教育広報活動 ⑥組織強化拡大など、1991年度の活動方針を確認して活動してきました。具体的には規制法制定、アスベスト・職業がん110番の実施などをおこなってきました。

2、アスベスト規制法制定運動

- (1) 「アスベスト規制法制定をめざす会」を中心に、法制定運動をおこなってきました。
- (2) 「石綿の規制等に関する法律案」は、昨年4月にできあがりましたが、昨年の第120通常国会は会期延長がなかったので、国会に提出しませんでした。その後、規制の対象について、検討を加えてきました。日本社会党の五島正規議員を中心に、衆議院法制局と協議を重ね、今年3月には「石綿製品の規制等に関する法律要綱」を作り、4月には法案が完成しました。
- (3) 日本社会党は、党内手続きを経て法案を確認したあと、厚生部会を中心に国会提出前の5月19日に日本石綿協会との話し合いをもちました。しかし、日本石綿協会は「自主規制で十分である。法案には反対である」との態度表明をしました。
- (4) 5月27日、社会党厚生部会は、PKO法案をめぐって緊張が続く国会

情勢の中で法案を提出しても廃案になると判断し、第123通常国会への提出を断念しました。また、厚生部会を中心にアスベスト問題のプロジェクトチームを設置し、アスベスト対策を強化していくことにしました。

- (5) めざす会は、法案を早期に国会に提出するよう要請するとともに、主要単産の連携をはかり、国会対策を強化していくことにしました。
- (6) 地域からアスベスト規制を求める運動を盛り上げるため、自治体議会から政府に対してアスベスト規制法制定を求める意見書を採択するようお願いしました。現在までに12の自治体議会で意見書が採択されています。90年12月は東京都多摩市、91年12月は千葉県流山市、神奈川県茅ヶ崎市、92年3月は栃木県、徳島県、北海道函館市、埼玉県入間市、同川越市、東京都北区、92年6月は埼玉県宮代町、静岡県清水市、徳島県徳島市です。

3. 対政府・業界交渉

- (1) 北海道富良野市のアスベスト鉱山付近のアスベスト汚染問題について、昨年、11月8日、通産省に状況説明を求めました。日本消費者連盟とアスベスト根絶ネットワークは数度の現地調査、道庁や札幌鉱山保安監督局との交渉をおこなっています。非鉄金属労連とも協力し、有効な対策について検討しています。
- (2) 昨年、10月18日、アメリカの控訴裁判所は、EPA（環境保護局）のアスベスト製品の製造等を禁止する規制を無効とする判決を下しました。EPAが上告しなかったため、この判決は確定しました。

日本石綿協会は、この判決以降、強気の姿勢に転じています。日本石綿協会は、現在の法令による規制、指導と自主規制でアスベスト対策は十分であると考えています。アスベスト規制法制定をめざす会は、4月1日に同協会にたいして法案についての意見交換をするために話し合いを申し入れましたが、拒否されました。

- (3) 今年5月、非石綿車両（ノンアス車）を公開するよう国内の自動車メーカー12社と主な外車総代理店4社に要請をしたところ、10社から回答がありました。真偽のほどはわかりませんが、小型車については、かなりノンアス化が進んでいるようでした。

4、アスベスト被災者の援助

- (1) 昨年7月2日、全国安全センターと共に催してはじめて「アスベスト・職業がん110番」を実施し、全国で325件の電話相談がありました。各地区安全センターの努力で、うち、5件がすでに労災認定を勝ち取っています。
- (2) 4月28日、第2回目の全国一斉「アスベスト・職業がん110番」を実施し、193件の相談がありました。前回に比べると6割ぐらいの相談件数でしたが、健康被害の相談については深刻なものが多くありました。
- (3) 5年目に入った横須賀石綿じん肺裁判は、原告側の立証が終わり、被告側の反証の段階に入りました。

5、教育広報活動

- (1) 昨年の第5回総会では、日本石綿処理工業協会運営委員の宮川隆司さんから「アスベスト処理の現状について」と題して講演をうけました。
- (2) 11月16日に大阪で開かれた第3回日本石綿シンポジウムに参加し、第3部の「アスベストの有効利用と規制について」では、日本石綿協会が有効利用の立場から、アスベスト規制法制定をめざす会が規制の立場から、それぞれ意見を述べました。
- (3) 4月25日、26日に代々木公園で開かれたアースディ・アジア・フェスティバルに参加しました。「アジア」がテーマでしたので、日本や中国のアスベスト鉱山、アジアに進出した日本資本のアスベスト工場なども展示に加えて訴えました。
- (4) 9月25日「これからが本番！アスベスト対策」と題してシンポジウムを開催しました。大阪府立公衆衛生研究所の熊谷信二氏からアスベスト問題の現状について講演をいただき、築地魚市場、富良野など、アスベストが問題になっている現場より報告をうけました。
- (5) 「アスベスト対策情報」は総会特集号を1回発行しました。「めざす会ニュース」は、7回発行し、通算12号になりました。

6、組織の強化拡大

アスベスト規制法制定に協力をいただいている諸団体に会員になるように呼びかけたところ、3団体、2個人が新たに会員になりました。

1992年度活動方針

1、はじめに

アメリカでEPAのアスベスト規制が無効になりましたが、裁判所はアスベスト規制の必要性を認めています。ドイツでは1994年末までにアスベストの輸入、生産、使用を全面的に禁止しました。また、オランダは1993年6月末までに、イタリアは1993年末までにアスベストを禁止すると伝えられています。現在、ECの統合を迎え、ECとしてアスベスト規制をどのようにするか検討がおこなわれています。

昨年のわが国のアスベスト輸入量は、27万2千トンでわずかに減少していますが相変わらず、高い水準を維持しています。代替品の売れ行きが伸び悩むなど、日本におけるアスベスト対策は、現在の法令や業界の自主規制では不十分です。私たちは、アスベスト製品の規制と具体的対策の実現を求めて活動をすすめます。

2、アスベスト規制法制定の取り組み

「アスベスト規制法制定をめざす会」に参加をし、アスベスト規制法の成立をめざして全力で取り組みます。国会要請行動の組織化、山場での集会を計画して行動を積み上げると共に、議会対策を強化します。

可能な自治体議会において、アスベスト規制法制定を政府に要請する意見書を探査するよう働きかけます。

3、行政との交渉

北海道富良野市のアスベスト鉱山のアスベスト粉じん問題について、飛散防止対策の指導を徹底するように通産省に求めていきます。また、東京築地市場の解体工事について、安全な工事を行うように求めていきます。これらの問題は全国に数多く存在しているはずです。情報の収集に努力するとともに、行政との交渉を強化していきます。

4 アスベスト被災者への支援

アスベスト被災者の掘り起こしをおこない、労災申請等の支援をおこないます。そのため、アスベストばく露労働者の組織化などに協力します。

横須賀石綿じん肺裁判斗争、ジョンズマンビル社に対する賠償請求などに引き続き協力していきます。

5 調査活動

アスベスト鉱山やアスベスト製品製造工場の所在地、さらには日本資本の海外でのアスベスト製品の製造など、アスベストの採掘、製造に関する情報の収集に努力します。また、情報公開条例などを利用しながら、公共施設におけるアスベストの使用実態を明らかにしていきます。さらに、アスベストによる健康被害調査に協力していきます。

6 教育広報活動

アスベスト規制法制定の運動やアスベスト被災者の振り起こしをすすめるために、学習会やシンポジウムを企画します。また、そのような企画に積極的に参加します。アスベスト製品などの展示会が地方でも開催できよう、貸出の体制をつくるようにします。

「めざす会ニュース」の発行に協力すると共に、「アスベスト対策情報」も適宜発行します。

7 組織の強化拡大

アスベスト規制法制定に協力していただいている諸団体に会員になるよう呼びかけます。

8 会費について

会費を据置にし、引き続き、団体会員は中央単産が年間10,000円、その他の団体が年間5,000円、個人会員は年間2,000円とします。会費には「アスベスト対策情報」1部の代金を含むものとします。

以上

1992年度役員

代表委員	加藤 忠由	(全建総連委員長)
	中西 敬	(自治労副委員長)
	富山 洋子	(日本消費者連盟運営委員長)
	広瀬 弘忠	(東京女子大学教授)
事務局長	伊藤 彰信	(全港湾)
運営委員	矢沢 寿義	(自治労)
	中島 健治	(日教組)
	深瀬 清祐	(合化労連)
	里見 秀俊	(全建総連)
	平井 宏一	(全造船機械)
	温品 悅一	(アスベスト根絶ネットワーク)
	安田 節子	(日本消費者連盟)
	西田 隆重	(神奈川労災職業病センター)
	中桐 伸五	(自治労顧問医師)
	山本 高行	(全国じん肺弁護団連絡会議)
	古谷 杉郎	(全国安全センター)
	信太 忠二	(個人)
会計監査	仁木 由紀子	(労災職業病被災者全国連絡会議)
	平野 敏夫	(東京東部労災職業病センター)

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平成四年度約一億千四百万円の見込みである。

理由

国民の健康の保護及び生活環境の保全に資するため、石綿製品の製造等について保健衛生上の見地から必要な規制等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

る。

第六条第二十六号の次に次の一号を加える。

二十六の二 石綿製品の規制等に関する法律の定めるところにより、石綿製品に係る石綿の発散の防止に関する基準及び石綿による健康被害を防止するための措置に関する指針を定めること。

第二条 前条ただし書に掲げる規定の施行前に製造し、又は輸入された石綿製品の販売、授与又は提供については、第二条第一項の規定は、適用しない。

(建築基準法の一部改正)

第三条 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)の一部を次のように改正する。

第二条第九号中「、石綿スレート」を削る。

(厚生省設置法の一部改正)

第四条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第二十八号中「及び特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(平成四年法律第 号)」を「、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(平成四年法律第 号)及び石綿製品の規制等に関する法律(平成四年法律第 号)」に改め

告をし、同項の規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に對して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

第十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二条第一項、第三条及び第十四条並びに次条の規定は、この法律の施行の日から起算して一年を経過した日から施行する。

(経過措置)

(主務大臣)

第十二条 第四条、第五条又は第六条第一項における主務大臣は、厚生大臣及び取扱事業者の行う事業を所管する大臣とする。

(経過措置)

第十三条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

(罰則)

第十四条 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは百万元以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第二条第一項の規定に違反した者
- 二 第三条の規定による命令に違反した者

第十五条 第六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報

第十一條 厚生省に、石綿健康被害防止対策審議会（以下この条において「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項及び石綿による健康被害を防止するための施策に関する基本的事項を調査審議するほか、内閣総理大臣、厚生大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、この法律の施行に関する重要事項について調査審議する。
- 3 審議会は、前項に規定する事項に関し、内閣総理大臣、厚生大臣又は関係各大臣に意見を述べることができる。
- 4 審議会は、委員二十人以内で組織する。
- 5 審議会の委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、厚生大臣の申出により、内閣総理大臣が任命する。
- 6 審議会の委員は、非常勤とする。
- 7 前各項に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

(資金の融通)

第八条 国は、地方公共団体が、公用又は公共の用に供する施設に係る石綿の除去その他の石綿による健康被害を防止するために必要な工事を行う場合には、当該地方公共団体に対し、これに必要な資金の融通に努めるものとする。

(国の援助)

第九条 国は、石綿の除去その他の石綿による健康被害を防止するためには必要な工事、石綿に代替する物質の開発及び利用並びに石綿製品が廃棄物となつた場合における適正な処理を促進するために必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。

(研究の推進等)

第十条 国は、石綿による健康被害及びその防止に関する調査研究を推進するとともに、その成果の普及に努めるものとする。

(石綿健康被害防止対策審議会)

分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

第一項の規定による立入検査、質問及び収去の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(国庫補助)

第七条 国は、地方公共団体その他の者が、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第二十九条に規定する身体障害者更生施設、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の四に規定する養護老人ホームその他これらに類する政令で定める施設に係る石綿の除去その他の石綿による健康被害を防止するためには、その者に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その費用の一部を補助することができる。

遅滞なく、これを公表しなければならない。

(勧告)

第五条 主務大臣は、取扱事業者の石綿による健康被害を防止するための措置が前条第一項の指針に照らして不十分であると認めるときは、当該取扱事業者に対し、石綿による健康被害の防止に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

(立入検査等)

第六条 厚生大臣、主務大臣又は都道府県知事は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、取扱事業者に対し、必要な報告をさせ、又はその職員に、当該取扱事業者の事務所、工場、事業場、店舗若しくは倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、若しくは試験に必要な限度において当該取扱事業者が取り扱う石綿若しくは石綿製品を収去させることができる。

2

前項の規定により立入検査、質問又は収去をする職員は、その身

業として石綿製品を使用する者その他の業として石綿又は石綿製品を取り扱う者（次条、第六条第一項及び第十二条において「取扱事業者」という。）が行うべき石綿又は石綿製品に係る石綿の発散を防止するための措置、石綿製品に係る石綿に代替する物質の利用に関する措置その他の石綿による健康被害を防止するための措置に関する指針を定めるものとする。

2　主務大臣は、前項の指針を定め、又はこれを変更しようとするとときは、あらかじめ、石綿健康被害防止対策審議会の意見を聴かなければならない。

3　主務大臣は、第一項の指針のうち労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）による労働災害の防止に密接な関連を有すると認められる事項に係るものについては、労働大臣の意見を聞くものとする。

4　主務大臣は、第一項の指針を定め、又はこれを変更したときは、

4 厚生大臣は、第一項第三号の基準を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

(回収命令等)

第三条 厚生大臣又は都道府県知事（保健所を設置する市にあっては、市長とする。第六条第一項において同じ。）は、石綿製品の製造、輸入又は販売の事業を行う者が前条第一項各号に掲げる要件の全部又は一部に適合しない石綿製品を販売し、授与し、又は提供したことにより人の健康に係る被害が生ずるおそれがあると認める場合において、当該被害の発生を防止するため必要があると認めるときは、その者に対し、当該石綿製品の回収を図ることその他当該被害の発生を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(指針)

第四条 主務大臣は、石綿製品の製造、輸入又は販売の事業を行う者、

が使用されているジョイントシート及びグランドパッキンその他
の石綿製品であつて当該石綿製品に使用されている石綿を石綿以外
の物により代替することが著しく困難である石綿製品として政
令で定めるものであること。

三 厚生大臣が保健衛生上の見地から石綿製品ごとに定める当該石
綿製品に係る石綿の発散の防止に関する基準に適合するものであ
ること。

2 厚生大臣は、前項第二号の政令の制定又は改廃の立案をしようと
するときは、石綿健康被害防止対策審議会の意見を聴かなければな
らない。

3 厚生大臣は、第一項第三号の基準を定め、又はこれを変更しよう
とするときは、あらかじめ、石綿健康被害防止対策審議会の意見を
聴くとともに、当該石綿製品についての主務大臣に協議しなければ
ならない。

一九九二年十二月十日廃案

石綿製品の規制等に関する法律案

(目的)

第一条 この法律は、石綿が使用されている製品（以下「石綿製品」という。）の製造等について保健衛生上の見地から必要な規制等を行うことにより、国民の健康の保護及び生活環境の保全に資することを目的とする。

(製造等の制限)

第二条 何人も、次に掲げる要件に適合する石綿製品以外の石綿製品を製造し、輸入し、販売し、授与し、又は提供してはならない。ただし、試験研究のため石綿製品を製造し、輸入し、販売し、授与し、又は提供するときは、この限りでない。

一 当該石綿製品に使用されている石綿がクリソタイルのみであること。

二 耐圧性、耐熱性又は耐腐食性が要求されることにより特に石綿